

昭和二十四年三月

終戰教育事務處理提要

第三集

文部大臣官房文書課

四 史蹟保存顯彰に関する件

(昭和二十一年八月八日野社五号社会教
育局文化課長長野縣教育民生部長宛)

七月二十日附三一学号外を以て標記の件に關して照会があつたが、史蹟名勝天然紀念物保存法は現行法として存続して居るので、既指定物件の保存に關しては従前通りである、又客年十一月十二日附を以て聯合國軍最高司令部より帝國政府宛発せられた、「美術品、紀念物並ニ文化的及び宗教的場所ト施設ノ保護ニ關スル政策ト処置」覚書に依つても既指定物件は勿論、未指定のものでも保護を要する物件に就いては之を保護しなければならないので、御來信の保存に關しては、当然従來通の保存方法を講じなければならぬ。尙顯彰の問題に關しては、終戦目的に反する様な顯彰方法は之を取止める様に御配慮願いたい。